

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4455697号
(P4455697)

(45) 発行日 平成22年4月21日(2010.4.21)

(24) 登録日 平成22年2月12日(2010.2.12)

(51) Int.Cl.

F 1

B65D 5/43 (2006.01)B 6 5 D 5/42
B 6 5 D 5/06Z
A**B65D 5/06 (2006.01)**

請求項の数 1 (全 5 頁)

(21) 出願番号

特願平11-279672

(22) 出願日

平成11年9月30日(1999.9.30)

(65) 公開番号

特開2001-97364(P2001-97364A)

(43) 公開日

平成13年4月10日(2001.4.10)

審査請求日

平成18年9月12日(2006.9.12)

(73) 特許権者 000215958

帝國製薬株式会社

香川県東かがわ市三本松567番地

(73) 特許権者 000002897

大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

(74) 代理人 100062144

弁理士 青山 葵

(74) 代理人 100079245

弁理士 伊藤 晃

(72) 発明者 松下 靖徳

香川県大川郡大内町三本松567番地 帝國製薬株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 箱

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

上方に開口部を備える有底筒状の箱本体(51)と、上記開口部を規定する周縁の一部に設けた連設部(55a)を介して回動可能に連設され、かつ、上記箱本体(51)の開口部を開閉自在に覆う蓋部(55)とを備えており、

上記連設部(55a)と対向して存在する開口部周縁(53)を湾曲線で構成される傷防止縁(53)とするとともに、上記傷防止縁(53)の一部を切り欠いて形成された破取端部(53a)にアーノルを設けたことを特徴とする箱。

【発明の詳細な説明】

【0001】

10

【発明の属する技術分野】

本発明は、分包された風邪薬等の医薬品、あるいはティーバッグ等を収容するのに好適な小箱に関する。

【0002】

【従来の技術および発明が解決しようとする課題】

この種の小箱として従来使用されているものの一例を図1および図2に示した。箱10内には、風邪薬を封入してなる多数の分包袋20が収容されている。小箱10は、有底筒状の箱本体11と蓋部15とから構成されている。箱本体11は上方に四角形の開口部を有しており、この開口部の一周縁に、蓋部15が回動可能に連設されている。

【0003】

20

各分包袋(内容物)20は、図2に示したように、指で摘んで小箱10から取り出される。箱本体11の周壁の一部を構成する前壁12の上端縁13は直線状に形成されており、ここに指が勢いよくぶつかるとカスリ傷を負うことがある。このようなことは、サイズの小さい箱の場合に特に起こり易い。なお、図1において前壁12の上部中央の破線で区画された部分(接着部)30は、蓋部15に接着され、購入者が最初に箱を開けるときは、接着部30を押し破りながら蓋部15を開封するように構成されている。図2は、接着部30が破り取られた後の状態を示している。

【0004】

本発明は、従来の小箱に関する上記問題に鑑みて創案されたものであって、内容物を指で摘んで取り出す際に指を傷つけることを防止できる小箱を提供するものである。

10

【課題を解決するための手段・作用・効果】

【0005】

本発明により、以下の特徴を備えた小箱が提供される。すなわち、本発明の箱は、上方に開口部を備える有底筒状の箱本体(51)と、上記開口部を規定する周縁の一部に設けた連設部(55a)を介して回動可能に連設され、かつ、上記箱本体(51)の開口部を開閉自在に覆う蓋部(55)とを備えており、上記連設部(55a)と対向して存在する開口部周縁(53)を湾曲線で構成される傷防止縁(53)とともに、上記傷防止縁(53)の一部を切り欠いて形成された破取端部(53a)にアールを設けたことを特徴としている。

【0006】

本発明の箱に収容された内容物を指で摘んで取り出す際に、仮に指が上記傷防止縁にぶつかったとしても、当該傷防止縁は、従来のような直線状の縁部ではなく、湾曲線で構成されている。このため、指に傷を負うことは従来よりも軽減される。

20

【0007】

傷防止縁は、箱上の開口部を規定する周縁の全周に渡って設けることが好ましいが、内容物を摘み出す際に特に指がぶつかり易い位置に設けることとしてもよい。例えば、上記蓋部が開口部を規定する周縁の一部に回動可能に連設されている場合には、その連設部と対向して存在する周縁部分を傷防止縁とすることが好ましい。

【0008】

【発明の実施の形態】

本発明の実施形態を添付の図面を参照して以下に詳細に説明する。図3および図4は、本発明の一実施形態に係る箱50を示す斜視図である。

30

【0009】

箱50の基本的な構成は、図1および図2に示した従来のものと同様である。ただし、内容物の図示は省略している。箱50が従来例と異なるところは、箱本体51の周壁の一部を構成する前壁52の上端縁53が波形に構成されていることである。この波形の上端縁53が傷防止縁として機能する。傷防止縁53の具体的な形状は、図示したものに限定されるものではなく、指にカスリ傷が生じるのを防ぐという観点から適度に湾曲しているものであればよい。

【0010】

図示の箱50は、箱本体51と蓋部55とで構成されている。箱本体51は、有底の四角筒状周壁で構成されており、その上方に四角形の開口部を有している。この開口部は、傷防止縁53と、他の周縁55a、56aとで構成されている。蓋部55は、周縁55aにおいて、箱本体51に回動可能に連設されている。また、互いに対向する傷防止縁53と周縁55aとを連結して延在する周縁56aにおいては、フラップ部56が回動可能に連設されている。このように、傷防止縁53は、開口部を規定する周縁の全周に渡って形成されているのではない。

40

【0011】

図示の例では、蓋部55は、開口部を規定する周縁の一部において箱本体51に連設されている。このため、内容物を指で摘み出す際には、当該連設部55aに対向して存在する前壁52の上端縁53に指がぶつかる可能性が高い。したがって、当該上端縁53のみを傷防止縁として構成しているのである。ただ、本発明がそのような構成に限定されるものでないこ

50

は言うまでもない。例えば、蓋部全体が箱本体から分離する構成の箱においては、蓋部を取り外すと開口部の全周が外部に露出する。この場合には、当該開口部の全周に傷防止縁を設けることが好ましい。

【0012】

なお、本発明における傷防止縁は、比較的小さいサイズの箱に形成する場合に特に有益である。その理由は、開口部が小さい箱であるからこそ、図4に示したように、内容物を摘み出す際に指が開口部端縁にぶつかる事も多くなるからである。このような観点からは、例えば、開口部の形状が四角形である場合には、開口部寸法が45mm×80mmよりも小さい箱に対して特に有益である。勿論、それ以上のサイズの開口部を有する箱であっても、開口部端縁に指がぶつかる事がまったくないと言えない限り、本発明の構成は有益なものとなる。

10

【0013】

図示の例では、図1および図2の従来例と同様に、前壁52の上部中央に接着部60を設ける構成を採用している。この場合、前壁上端縁53上に位置する破取端部53aが適度のアーチル(丸み)を有することとなるように接着部60を配置することで、本発明の傷防止効果を確保している。

【図面の簡単な説明】

【図1】 従来の箱を示す斜視図である。

【図2】 図1の箱から内容物を摘み出す様子を説明する斜視図である。

【図3】 本発明の一実施形態に係る箱を示す斜視図である。

20

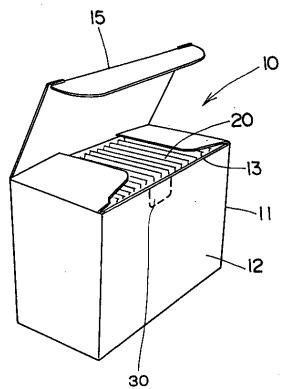
【図4】 図3の箱から内容物を摘み出す様子を説明する斜視図である。

【符号の説明】

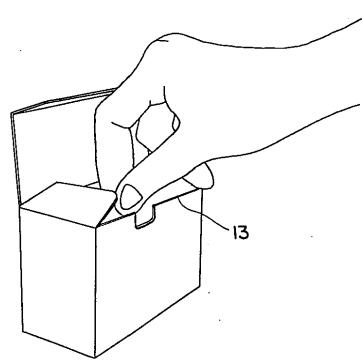
- 10 箱
- 11 箱本体
- 12 前壁
- 13 前壁の上端縁
- 15 蓋部
- 20 分包袋
- 30 接着部
- 50 箱
- 51 箱本体
- 52 前壁
- 53 前壁の上端縁(傷防止縁)
- 53a 破取端部
- 55 蓋部
- 55a 周縁
- 56 フラップ部
- 56a 周縁
- 60 接着部

30

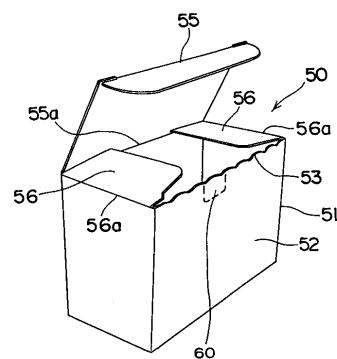
【図1】



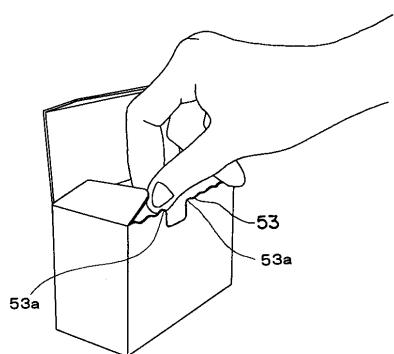
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

(72)発明者 宮崎 寿夫
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号 大日本印刷株式会社内

審査官 渡邊 真

(56)参考文献 特開平10-081326 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 5/43

B65D 5/06